

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年12月18日

函館地方裁判所民事部

裁判所書記官 岩 崎 あ や

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 1月 6日から 令和 8年 1月13日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8年 1月16日 午前10時00分 函館地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8年 2月 5日 午前 9時20分 函館地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 1月20日から 令和 8年 1月21日まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年12月18日から当裁判所記録閲覧謄写室に備え置きます。		

物 件 目 録

1 所 在 二海郡八雲町山越

地 番 190番1

地 目 宅地

地 積 1132.03平方メートル

共有者 A 持分3分の1

共有者 B 持分3分の1

共有者 C 持分3分の1

2 所 在 二海郡八雲町山越 190番地1

家屋 番号 190番1の2

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 69.56平方メートル
2階 56.31平方メートル

所有者 A

物 件 明 細 書

令和 7年11月25日

函館地方裁判所民事部

裁判所書記官 岩 崎 あ や

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1, 2】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1, 2】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 二海郡八雲町山越
 地 番 190 番 1
 地 目 宅地
 地 積 1132.03 平方メートル
 共有者 A 持分 3 分の 1
 共有者 B 持分 3 分の 1
 共有者 C 持分 3 分の 1

- 2 所 在 二海郡八雲町山越 190 番地 1
 家屋 番号 190 番 1 の 2
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 69.56 平方メートル
 2 階 56.31 平方メートル
 所有者 A

令和7年(ケ)第13号
令和7年10月16日受理
令和7年11月17日提出

現況調査報告書

函館地方裁判所

執行官 鶴見 淳

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 二海郡八雲町山越

地 番 190 番 1

地 目 宅地

地 積 1132.03 平方メートル

共有者 A 持分 3 分の 1

共有者 B 持分 3 分の 1

共有者 C 持分 3 分の 1

2 所 在 二海郡八雲町山越 190 番地 1

家屋 番号 190 番 1 の 2

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 69.56 平方メートル
2 階 56.31 平方メートル

所有者 A

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	二海郡八雲町山越190番地1		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者(A) ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅(空き家)として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 ☐ ある { 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用<単独>)

占有者及び占有権原 (物件1関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■A	
占有状況		■敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■A(土地建物所有者) ☐ ())の陳述/□提示文書()の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ■使用借権 ☐	
占有開始時期		平成 6年 7月26日ころ	
最初の契約等	契約日	平成 6年 7月26日ころ	
	期間	平成 6年 7月26日から ☐ 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし	
契約等当事者	貸主	■所有者 ☐ その他の者 ()	
	借主	■占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある (□敷金 円 □保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		■上記のとおり ■下記のとおり □「執行官の意見」のとおり	
1 占有権原は、本件建物新築時の土地所有者である亡DとAは親子であり、賃貸借契約の締結及び金銭の授受がないことから使用借権と認定した。なお、占有開始時期及び契約日は、本件建物の新築年月日(登記記録上)ころとした。 2 平成26年3月7日、Dが死亡し、A、B、C、亡Eが本件土地の所有権及び使用借権の貸主の地位を承継した。 3 令和元年9月27日、Eが死亡し、A、B、Cが本件土地のE持分を相続した。			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■土地について

- 1 本件土地は、北東側道路とは側溝を介して若干低位に接し、南東側隣地は水路となっている。北西側隣地（191番1）とは概ね等高に接しているが、本件土地の南西側大部分には、雑木・雑草が生い茂っており（写真⑨）、侵入には埋設物や野生動物との遭遇等の危険を伴うため、本件土地の起伏及びその他の隣地との接面高低差についての調査はできなかった。
- 2 北東側道路からは、取付道路を利用して、本件土地に出入りできる。
- 3 本件土地上に、亡D所有の木造仮設物置（床面積未確認）が設置されている。
- 4 本件土地の境界標は、確認することができなかった。本件土地の正確な位置及び形状等は、専門家による調査を要する。なお、隣地建物（家屋番号190番1）の軒先一部が、本件土地上に越境している可能性がある。

■建物について

- 1 本件建物は、経年により、外壁に汚損が見られる。
- 2 建物内では、床に歪みを感じられ、ペットによるものと思われる損傷が複数確認できた。また、複数のクロスの汚損及び剥離、サッシ周辺には黒カビによる汚損が見られる。
- 3 玄関フード（床面積約2.55平方メートル）あり。
- 4 ベランダ（床面積約3.24平方メートル）あり。
- 5 小屋裏（床面積不算入）が2箇所ある。
- 6 本件建物内に、A所有の衣類、家具、ピアノ、電化製品等が多数残置されている（写真②～④、⑥～⑧）。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

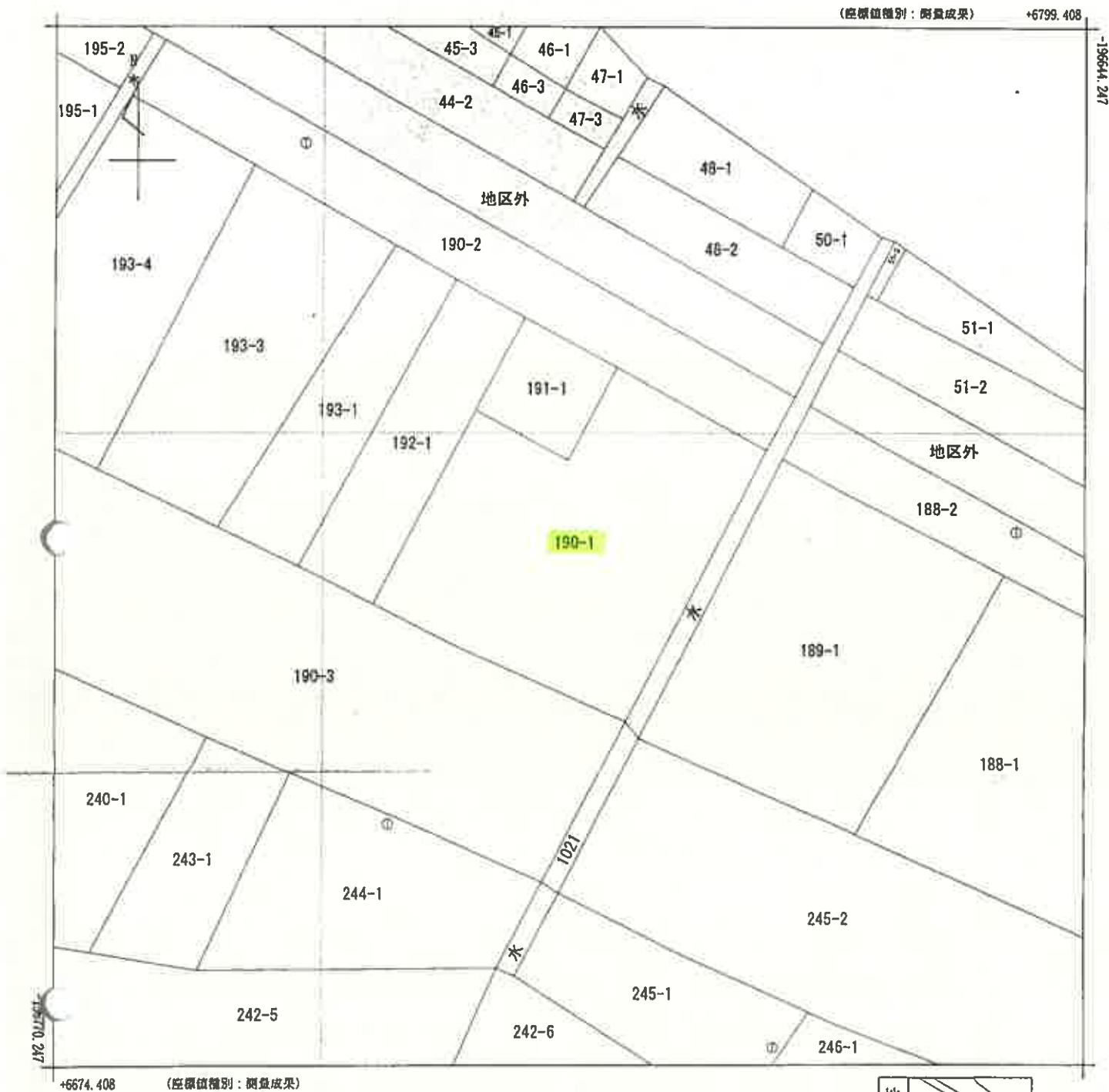
調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年10月21日 (火) 13:50-14:05	物件所在地	占有調査 (空き家)、外観写真撮影
7年10月21日 (火) : - :	郵送	Aに通知書を送付
7年10月21日 (火) 14:50-15:05	二海郡八雲町住初町	八雲町役場にて固定資産課税資料を調査
7年10月27日 (月) 10:35-10:38	執行官室	占有調査 (Aから電話聴取)
7年11月 6日 (木) 12:45-13:40	物件所在地	立入調査、評価人同行、写真撮影
7年11月11日 (火) 10:30-10:32	執行官室	占有調査 (Aから電話聴取)
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- ☒ 令和 7年11月 6日
執行に際し債務者等に出会わなかったため、立会人Fを立ち会わせ、建物内に立ち入った。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



請 求 部	所 在	二海郡八雲町山越					地 番	190番1		
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲三	座標系番号又は記号	X I	分 類	地図(法第14条第1項)	種 類	地籍図	
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)	平成13年7月31日		補 事 記 項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年4月30日
函館地方務局八雲支局
登記官

請求番号：3-1
(1/1)

(6 枚目)

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

登記年月日：平成6年8月3日

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。

令和7年4月30日

国土地方法務局八幡支局

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

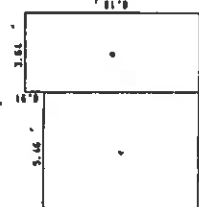
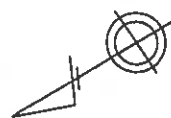
(7 枚目)

登記官

CU7211 各階平面図

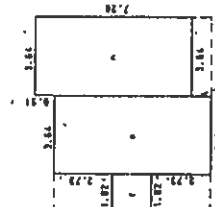
建物図面
各階平面図

家屋番号	190-1-2
建物の所在	一宮市八幡町山越190番地1



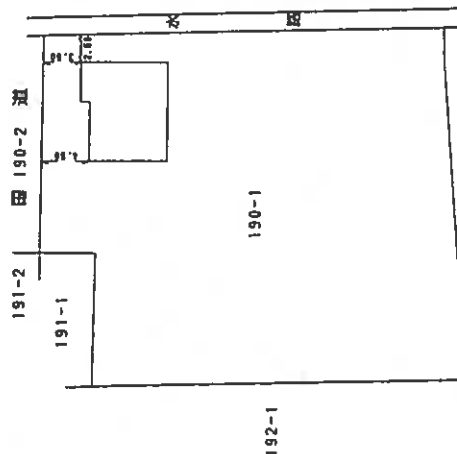
求積表

イ	7.28 X	5.46 =	39.7488
ロ	8.19 X	3.64 =	29.8116
合計			69.5604
取囲面積			65.56㎡



求積表

イ	1.82 X	1.82 =	3.3124
ロ	7.28 X	3.64 =	26.4992
合計			29.8116
取囲面積			26.4992



鉄道用地



作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(国図第 2)

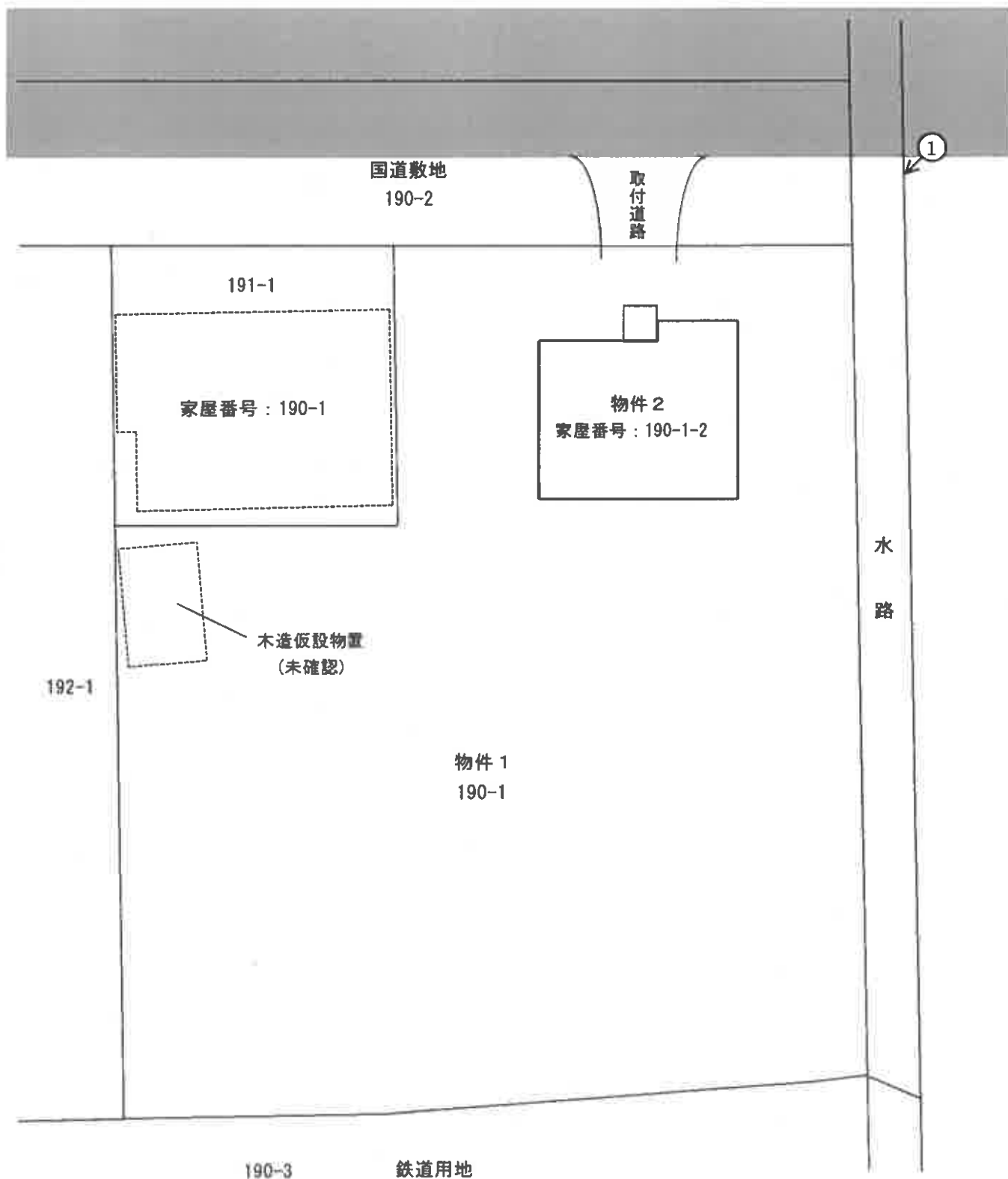
(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

請求番号：3-2

土地建物位置関係図

縮尺：約 1 / 250

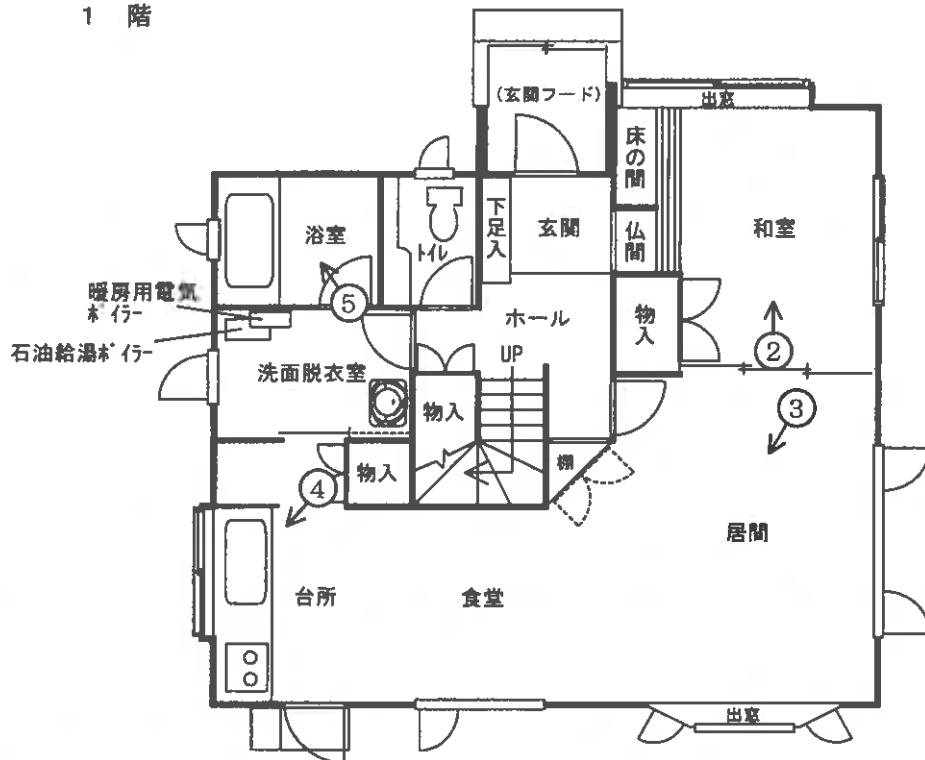
物件 1、2



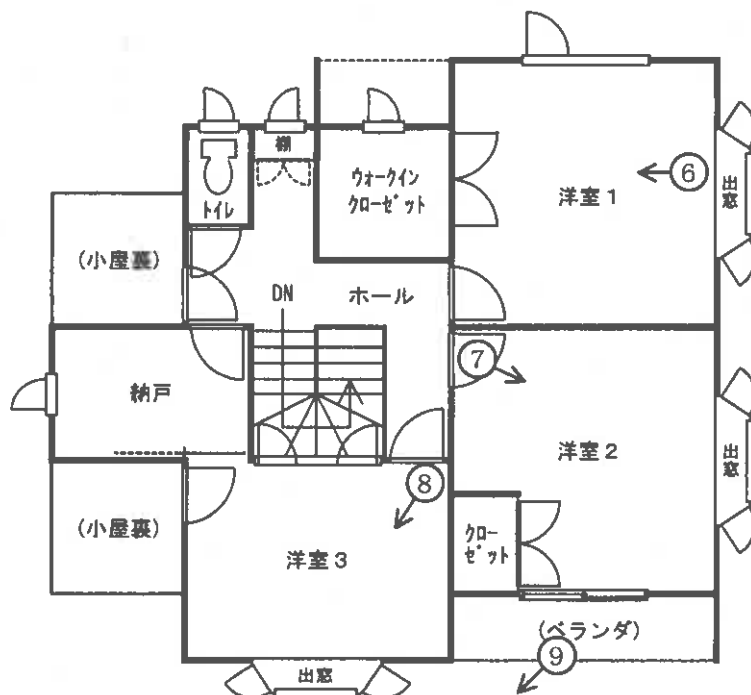
建物間取図



1 階



2 階



写真①



写真②



写真③





写真④



写真⑤



写真⑥

写真⑦



写真⑧



写真⑨



令和 7 年（ケ）第 13 号
令和 7 年 11 月 6 日 現地調査
令和 7 年 11 月 14 日 評 価

函館地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

清 水 寛 泰

第1 評価額

一括価格	
金 2,410,000 円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 1,030,000 円
物件2(建物)	金 1,380,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は、物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第 3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	二海郡八雲町山越 190 番 1 宅 地 1,132.03 m ²	同 左
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	二海郡八雲町山越 190 番地 1 190 番 1 の 2 居 宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 1 階 69.56 m ² 2 階 56.31 m ²	同 左
番号	特 記 事 項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 函館本線「山越」駅の南東方、道路距離約 480m に位置する。 国道 5 号にある函館バスの最寄り停留所「山越駅前」の南東方、道路距離約 300m に位置する。 （別添位置図参照）	
付 近 の 状 況	住宅、作業場等が見られる国道沿いの地域である。 空家が多く、利便性は劣る地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制）	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 指定なし 60% 200% — 農業振興地域内であるが、農用地指定はない。（いわゆる白地） 建築等の際の制限の詳細については、町担当部署に問い合わせのこと。
画 地 条 件	間口約 20.7m、奥行約 37.1m、北側に欠け込みのある不整形地である。	
接面道路の状況	北東側が有効幅員約 11m（舗装部分）の国道 5 号に接面する中間画地である。 国道全体の用地幅は約 22.5m あり、本件土地は、取付道路によって国道に出入りできるようになっている。 当該国道は、建築基準法第 42 条 1 項 1 号に該当する。	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供給処理施設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 なし 下 水 道 なし トイレについては、汲取りと思われる。	

特 記 事 項	① 現地調査及び登記簿による過去の履歴調査、渡島総合振興局環境生活課への聴取等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。 但し、評価人としての調査には限界があるため、詳細については専門家による調査を要する。 ② 本件土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。(北海道教育委員会・北の遺跡案内にて確認) ③ 境界標等は確認できなかったが、空中写真、道路図面等を基に目視した結果、ほぼ公図のとおりと思われる。 なお、本件土地の正確な位置及び範囲並びに土地上建物の配置等については、専門家による測量を要する。 ④ 本件土地の南東側は水路、南西側は鉄道用地である。 ⑤ 本件土地は、接面国道より若干低いが、建物付近は概ね平坦である。 ⑥ 本件土地の内、建物周辺以外の南西側の大部分は、雑草・雑木が繁茂する状態である。 現地調査においては、野生動物との遭遇等、危険を伴うと判断されたため、地表及び地中の状態、土地全体の高低差等を確認することはできなかった。 ⑦ 本件土地上に木造仮設物置(床面積未確認)が存するが、所有者については、現況調査報告書参照。 ⑧ 隣接する 191 番 1 土地の建物(家屋番号 190 番 1)については、本件土地との境界ぎりぎりに位置していると思われ、軒先が一部本件土地上に越境している可能性がある。 なお、八雲町環境水道課の図面上では、当該建物のための給水管が本件土地に埋設されているため、注意を要する。 ⑨ 本件土地は、八雲町ハザードマップの「津波災害警戒区域」内に位置する。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件 2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成 6 年 7 月 26 日新築 経過年数 約 31 年 経済的残存耐用年数 約 4 年
仕 様	構 造：木造 2 階建 屋 根：カラートタン 外 壁：サイディング 内 壁：主としてビニールクロス 天 井：ビニールクロス、プリント合板等 床：フローリング、クッションフロア、畳等 設 備：電気、給水等 その他：灯油による給湯、電気温水セントラルヒーティング等
床面積（現況）	第 3 目的物件欄記載のとおり 延 125.87 m ²
現 況 用 途 等	現況用途 居宅 間 取 4LDK
品 等	中 位
保守管理の状態	現在空家の状態で、建物内外に汚損、劣化が認められる等、保守管理の状態は劣る。
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり

特 記 事 項	① 新築時に建築確認済、検査済である。(八雲町建設課) ② 建物内にペットによるものと思われる損傷が見られる。 ③ クロスの汚損、剥離が複数箇所認められる。 ④ 窓サッシ周辺において黒カビ発生箇所が複数認められる。 ⑤ 床に歪みが生じていると思われる。 ⑥ 玄関フード(約 2.55 m²)とベランダ(約 3.24 m²)があるが、その構造等から床面積に不算入とした。 ⑦ 2階に出入り可能な小屋裏が2箇所あるが、内部未造作であり、床面積不算入とした。 ⑧ 現在空家のため、設備稼働の可否は不明である。 ⑨ アスベスト含有建材等使用は不明のため、注意を要する。
---------	--

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ＝オ
1	2,800	0.96	1,132.03	0.90	2,739,000

ア 標準画地価格

同一需給圏内の類似地域等に所在する取引事例価格等を考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：不整形地－4%と査定した。

ウ 地 積：登記数量を採用した。

エ 建付減価：建物と敷地との適応性から－10%と査定した。

(2) 建物価格（物件2）

建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ＝エ
2	218,000	125.87	0.11	3,018,000

ウ 現価率

経過年数31年、経済的残存耐用年数4年、残価率5%とした定額法（現価率16%）と観察減価法（物理的減価等による補正を－30%と査定）を併用して下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} = 16\% \times (100\% - 30\%) = 11\%$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1	2,739,000	0.10	敷地占有利益	274,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を敷地占有利益と判定し、その割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) 1(1)オ, 1(2)エ ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修 正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額(円) (ア±イ)×ウ×エ ×オーカ
1	2,739,000	－274,000		0.60	0.70	－	1,030,000
2	3,018,000	＋274,000	－	0.60	0.70	－	1,380,000
一括価格（合計）							2,410,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正

本件土地建物の現状と立地、隣接建物の越境等を考慮し、同種物件の需要動向、潜在するリスクを総合的に勘案した結果、市場性は相当劣ると判断して0.60を乗じた。

オ 競売市場修正

評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して0.70を乗じた。

カ その他の控除減価：なし

第6 参考価格資料

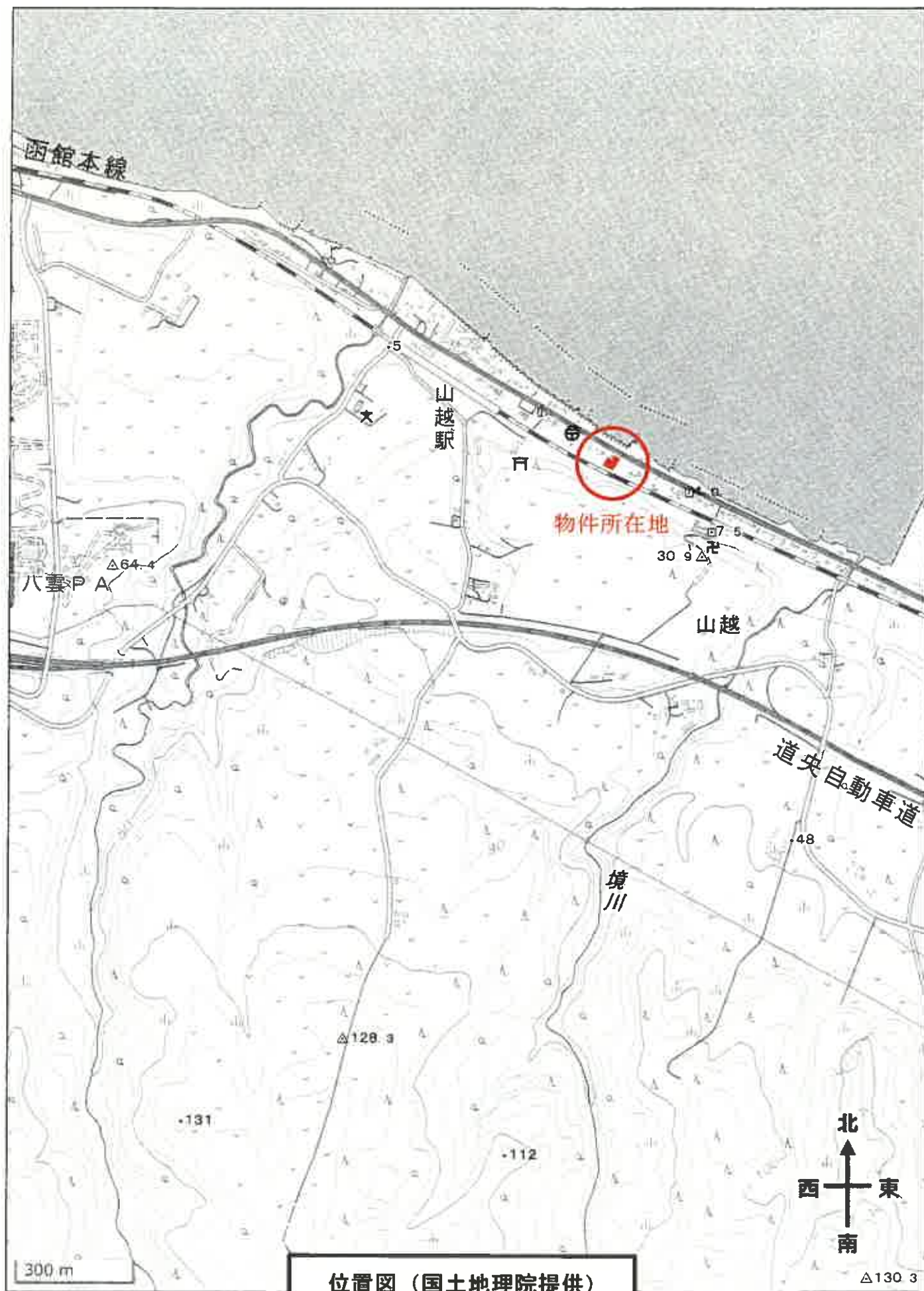
- 1 規準とすべき地価公示地等はない。
- 2 固定資産税評価額（令和7年度）
物件1 2,317,265 円
物件2 2,540,519 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

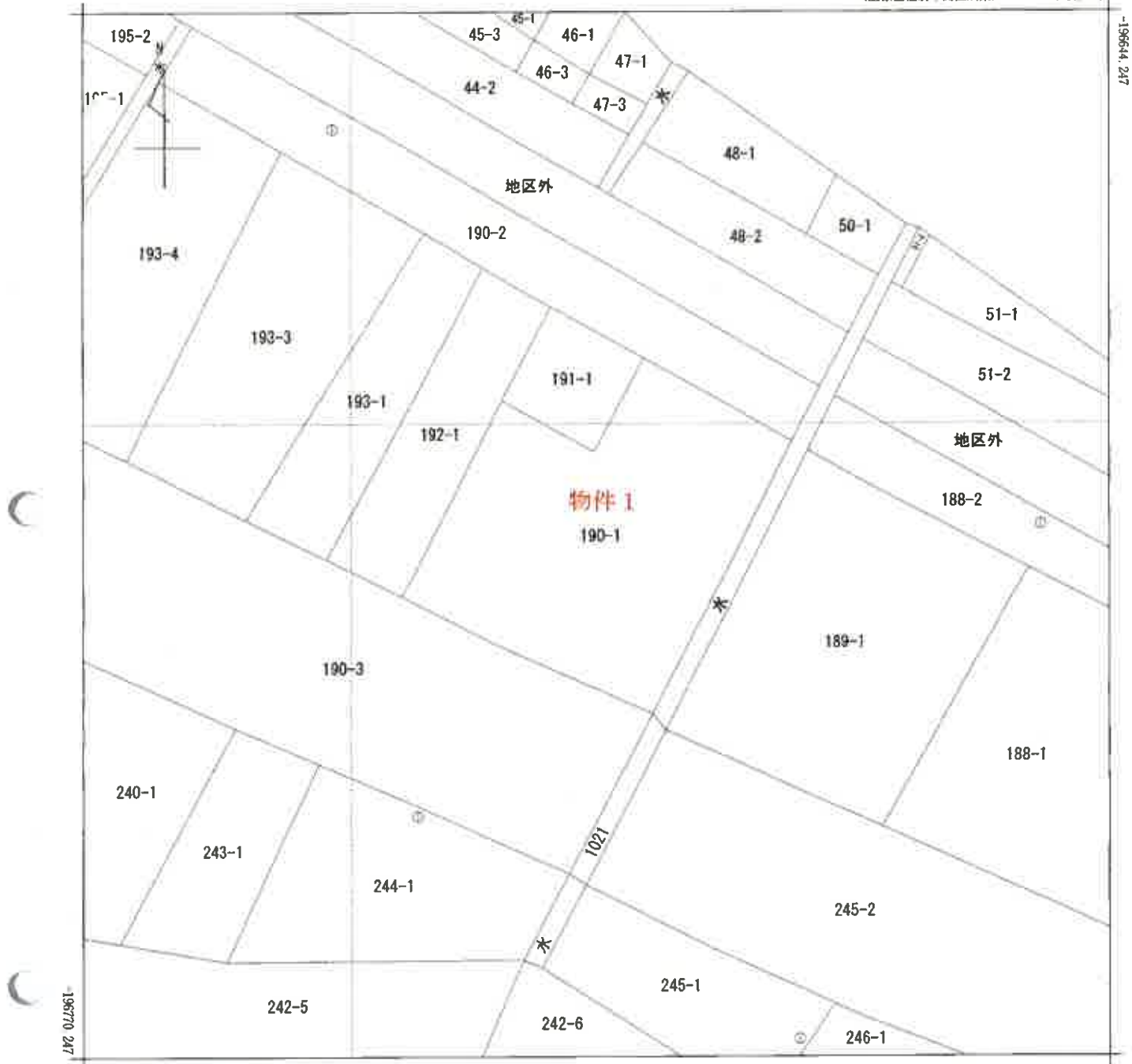
第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図（地籍図）写し
- 3 地籍成果（地番図）写し
- 4 建物図面・各階平面図写し
- 5 土地建物位置関係図（概略）
- 6 建物間取図（概略）

以 上



位置図（国土地理院提供）



+6674.408

(座標値種別：測量成果)

地番区域見出

山越

請求部	所在	二海郡八雲町山越					地番	190番1		
出力縮	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X I	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)	平成13年7月31日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(函館地方支務局八雲支局管轄)

令和7年10月20日

札幌法務局

本図はA3版をA4版に縮小したものである。

請求番号：3-1

登記官

(1/1)



登記年月日：平成6年8月3日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(商館地方務局八雲支局管轄)

令和7年10月20日 札幌法務局

登記官

請求番号：6-1

各階平面図

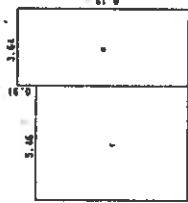
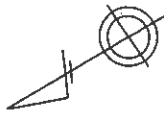
067211

190-1-2

家屋番号

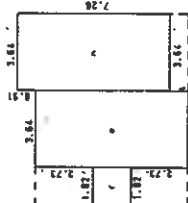
建物の所在
北海道八雲町山越190番地1

建物図面 各階平面図



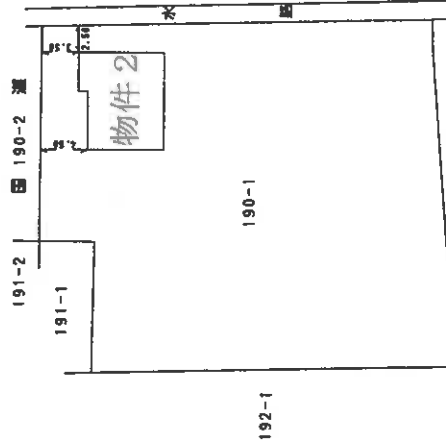
求積表

イ	7.28 X	5.45	=	39.7488
ロ	8.19 X	3.64	=	29.8116
合計				69.5604
所収積				69.56㎡



求積表

イ	1.82 X	1.82	=	3.3124
ロ	7.28 X	3.64	=	26.4992
ハ	7.28 X	3.64	=	26.4992
合計				56.3108
所収積				56.31㎡



作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(図面第 12)

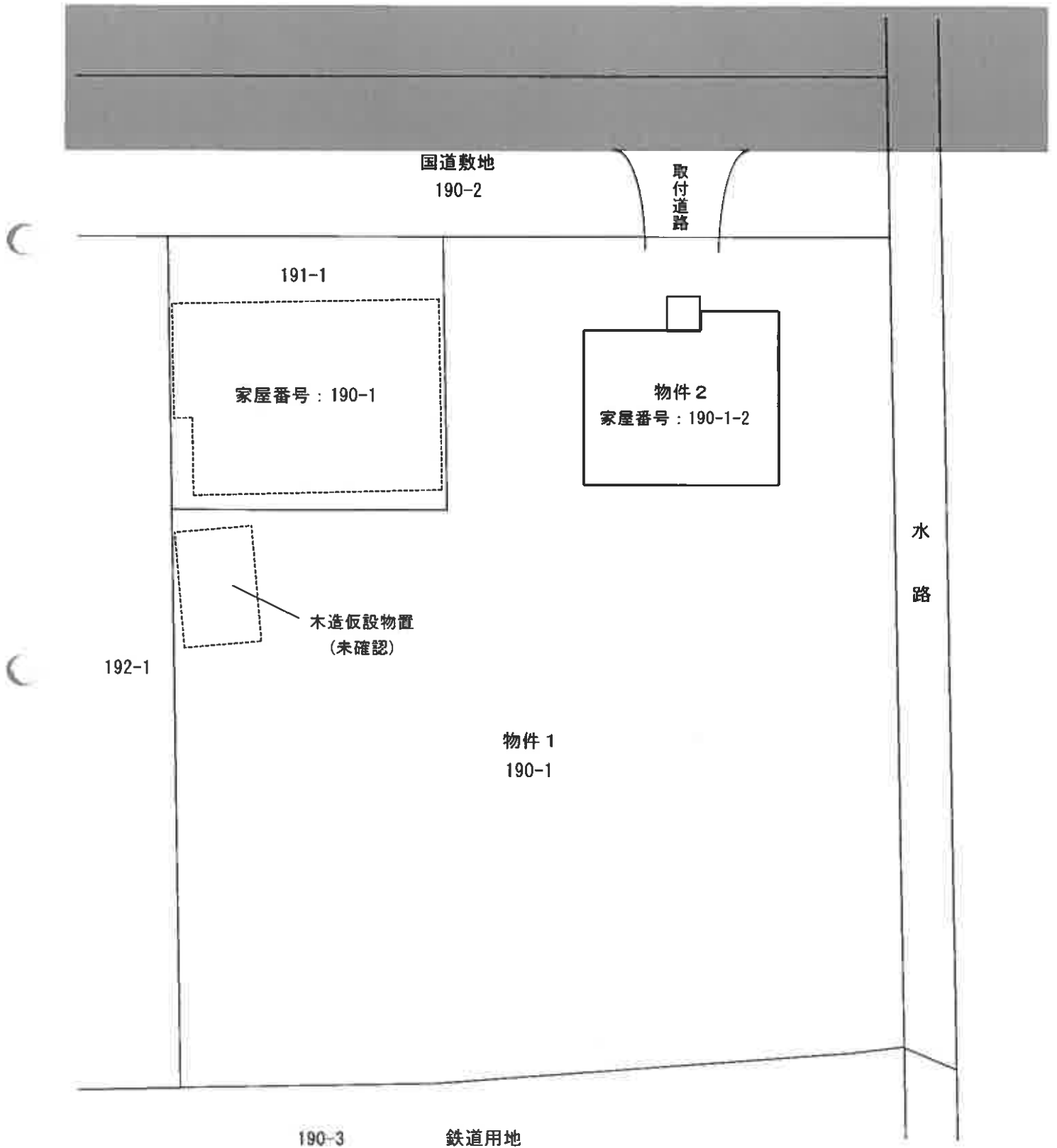
(単位：正・メートル)

(日本土地家屋調査士会連合会管轄)

本図はA3版をA4版に縮小したものである。

土地建物位置関係図

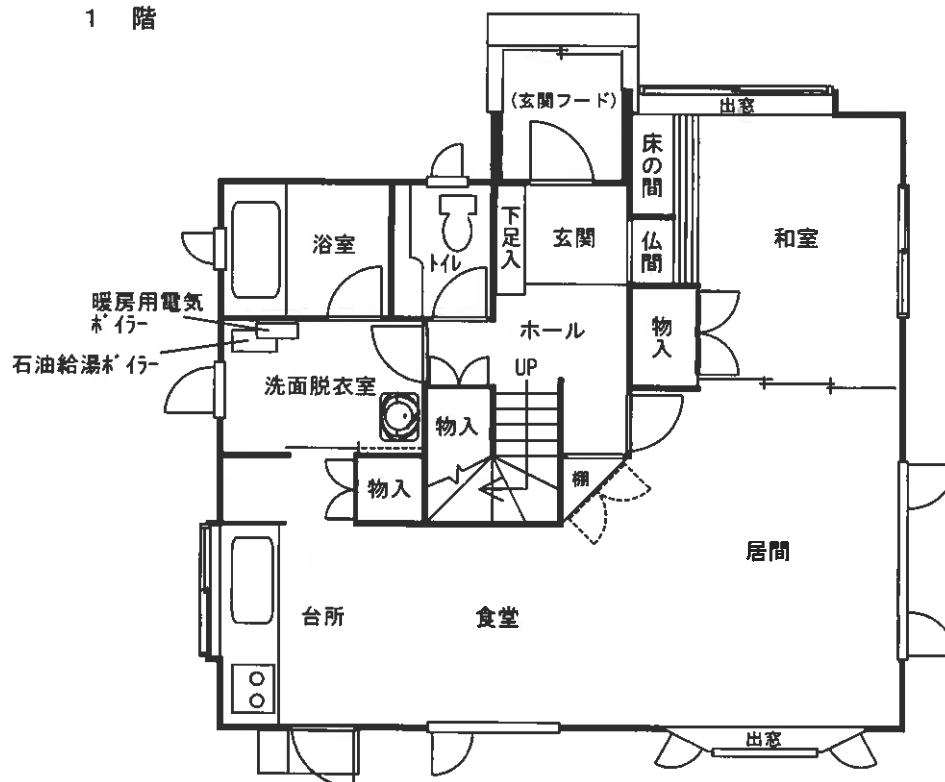
縮尺：約 1 / 250



建物間取図



1 階



2 階

